道路側溝清掃業務その2(一般委託)仕様書

道路側溝清掃業務その2に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路区域内の道路側溝の清掃を行うものである					
2	履行期間	平成30年7月1日から平成31年3月31日まで					
3	施行場所	横須賀市内一円					
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照					
5	特記事項	別紙「業務仕様書」参照					
6	関係法規	なし					
7	資格要件	産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可(神奈川県又は横須賀市)を有すること					
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(内訳書のとおり)					
9	支払方法	本件は3回払い(9月・12月・3月の末締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。					
10	業務委託成績評定	対 象 ・ 非対象					
11	現場代理人の配置	必 要 ・ 不 要					
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。(使用材料等の基準が改正された時は新基準に基づくものとする。)					
13	監 督 員 連 絡 先	土木部道路維持課 担当 塚田 昌平 046-822-8399					

<指示又は希望事項>							
グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。						

業務仕様書

(道路側溝清掃業務その2)

1. 一般 作業の実施に当たっては、仕様書によるものとし、明記なき点については本市監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。

特に市民要望等の緊急を要する業務内容は監督員からの指示後、早急 に作業に着手すること。

- 2. 作 業 (1) 作業時間は9時00分より17時00分までの範囲とする。 但し、監督員の指示により変更することができる。
 - (2) 作業は、一般の交通に支障をさせないこと、また公衆に迷惑を及 ぼす行為をしてはならない。

万一事故発生の場合は、受託者の責任により処理することと共に 監督員に報告すること。

- (3) 作業上障害となるものは清掃時に取除き、清掃後復元すること。
- (4) 清掃した土砂は運搬の際、水がこぼれないように産業廃棄物処理 作業共通仕様書に記載の処分場に運搬すること。
- (5) 本業務には、汚泥の処分費は含まれていない。

4. 写真管理について

受託者は施行前に監督員に連絡し、確認の必要があるときは、その指示に従うものとする。

また、施行前には必ず写真撮影を行い、作業中、施行後も同一場所で 写真を撮り、整理し監督員に提出しなければならない。

- 5. その他 (1) 沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは丁寧に応接し、 監督員に報告し、必要に応じて指示を受けなければならない。
 - (2) 本仕様書に定めのないものについては、両者協議の上、定めるも のとする。
 - (3) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 業務委託に係る提出資料について

受託者は、廃棄物処理(清掃土砂)について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出しなければならない。 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用し提出すること。 汚泥処分場は、田中石材土木㈱とする。

(横須賀市佐島1丁目2番1号 TEL 856-1931)

7. 使用機械について

機械清掃による側溝清掃及び管渠清掃は、以下に示す作業車を使用すること。

- 1) 排水管清掃車 ジェット式
- 2) 側溝清掃車 ロータリーブロア式
- 3) 散水車

特記事項

- (1) 年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が 承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で 契約する予定。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等につい ては、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。
- (2) この単価契約で示した内訳単価以外で単価が必要となる場合は、別途、 変更契約を行うものとする。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

「収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者(以下「甲」という。)から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

(目的)

- 第1条 受託者(以下「乙」という。)は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。 (委託内容)
- 第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- 2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種 類 : <u>汚泥(混合)</u>

数 量: <u>180 t (予定数量)</u>

- 3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場 に搬入する。
- 4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。
- 5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。
- 6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。 ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、乙は、書面 による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を 再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再 委託を乙の責任において解除しなければならない。
- 7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。
- 8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。
- 9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。 (義務と責任)
- 第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。
- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入 しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなけれ ばならない。

(甲乙の責任範囲等)

- 第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設に おける荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間 に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)が生じたときは、その原因が甲の責に 帰するべき場合を除き、乙が責任を負う。
- 2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。 (検査等)
- 第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければなら ない
- 2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

- 第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を 解除することができる。
- 2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、 この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないとき は、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できな い。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係 法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものと する。

処分又は再生を行う事業場

1 処分先(中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社

所 在 地 : 横須賀市佐島1丁目2番1

処分の方法 : <u>脱水</u>

施設の処理能力 : <u>240 m³/8 h</u>

2 再生先

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社

所 在 地 : 横須賀市長坂4丁目22番地

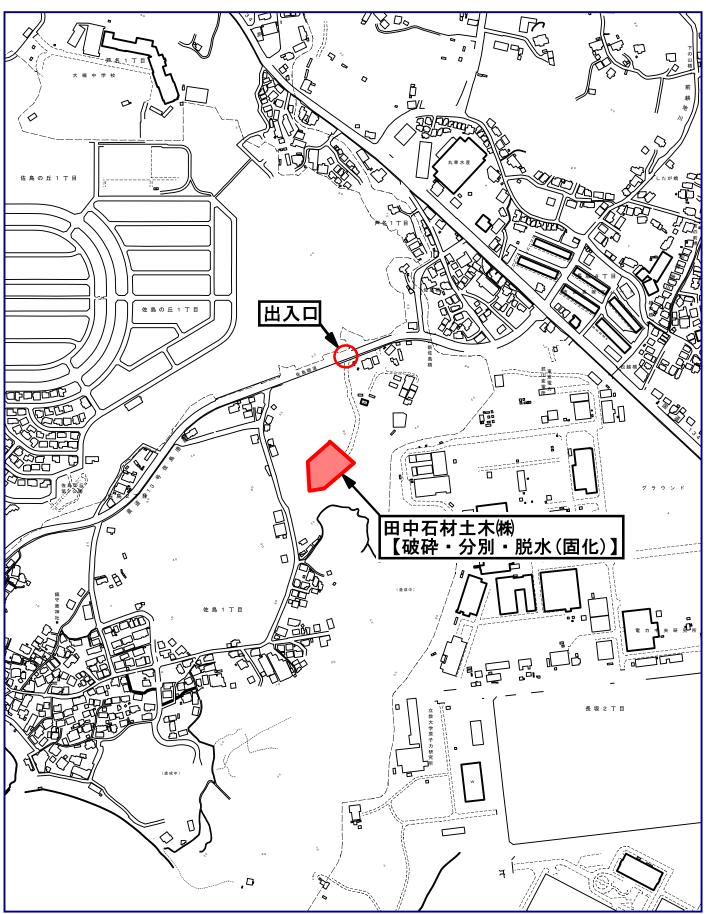
再生の方法 : 混合

施設の処理能力 : 800 m³/8 h

位置図

(田中石材土木㈱) 横須賀市佐島1丁目2番1号)

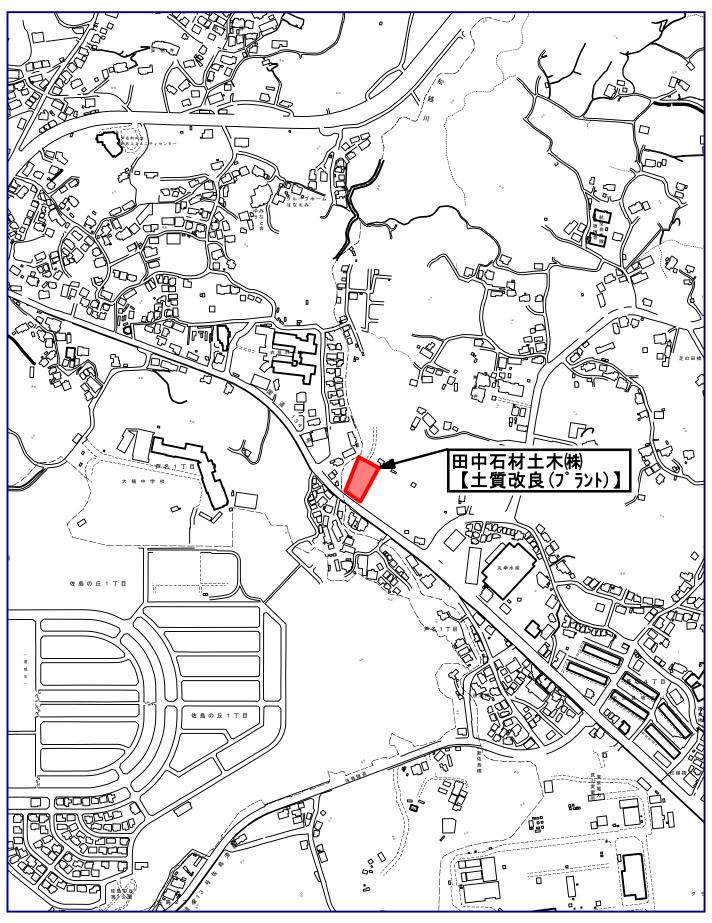




位置図

(田中石材土木㈱ 横須賀市長坂4丁目22番地)





道路側溝清掃業務その2内訳

(税抜)

					(祝扱)
種 別	細 別	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
側溝清掃 (人力)	蓋無	m	100	1, 213	
側溝清掃 (人力)	Co蓋	m	130	2, 024	
側溝清掃 (人力)	鋼蓋	m	100	1, 843	
側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡未満 堆積率50%未満	m	1,000	3, 226	
側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡未満 堆積率50%以上	m	200	4, 415	
側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡以上 堆積率50%未満	m	200	5, 123	
側溝清掃(機械)	断面積0.125㎡以上 堆積率50%以上	m	200	7, 506	
管渠清掃 (機械)	φ 200mm以上~ φ 400mm未満 堆積率50%未満	m	100	2, 464	
管渠清掃 (機械)	φ 200mm以上~ φ 400mm未満 堆積率50%以上	m	50	3, 845	
管渠清掃 (機械)	φ 400mm以上~ φ 800mm未満 堆積率50%未満	m	10	4, 653	
管渠清掃 (機械)	φ 400mm以上~ φ 800mm未満 堆積率50%以上	m	10	6, 107	
集水桝清掃(人力)	有蓋 土砂厚25cm未満	箇所	100	3, 498	
集水桝清掃(人力)	有蓋 土砂厚25cm以上	箇所	50	4, 589	
土砂撤去清掃工(人力)		m3	1	202, 073	
落葉撤去清掃工 (人力)		m3	1	136, 942	
グレーチング清掃工(人力)	目詰まり除去作業を含む W=0.52m以下	m	200	9, 752	
汚泥運搬(無機)	2tダンプトラック 8.0km以下	t	10	6, 306	
汚泥運搬(無機)	2tダンプトラック 10.5km以下	t	10	7, 566	
汚泥運搬(無機)	2tダンプトラック 14.5km以下	t	10	9, 668	
汚泥運搬 (混合)	2tダンプトラック 8.0km以下	t	10	6, 306	
汚泥運搬 (混合)	2tダンプトラック 10.5km以下	t	10	7, 566	
汚泥運搬 (混合)	2tダンプトラック 14.5km以下	t	10	9, 668	
交通管理工	交通誘導警備員B	人	50	27, 388	

[※] 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

[※] 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

[※] 契約単価は、契約者が記入すること。